知っておきましょう

# 保険税の計算方法

国民健康保険事業の所要経費を賄うべき財源は大別すると次の四項目になります。

**(1) 一部負担金**

被保険者が療養取扱機関等の窓口で支払う金額

世帯主である被保険者はその給付をうける際、給付に要する費用の額の十分の三に相当する額。その他の世帯員の場合は同じく十分の五に相当する額。

**(2) 国庫の負担金**

事務費は被保険者一人当り百十一円、及び療養の給付・療養費の支給に要する費用の十分の二、その他の保険給付に要する費用の一部。

**(3) 国民健康保険税**

**(4) 町の一般会計よりの補助金、その他**

このうち、保険税について説明申し上げます。

保険税は地方税法に定めてある税種目の中、目的税であります。

従って、町民税や固定資産税等の普通税と異り、国民健康保険を行う市町村が国民健康保険に要する費用にあてるため、被保険者である世帯主に対し課することのできる税金です。

▼賦課方法の基準について

保険税では、被保険者の所得等の能力に応じた**応能割**と世帯及び世帯の構成、人員の多少による**応益割**の二本立となります

そこで応能割ですが、これをさらに区分して、町は次の割合に決めました。

所得割……四〇％
資産割……二〇％

又応益割の方は

被保険者均等割……二〇％
世帯別平等割……二〇％

以上のパーセントを向日町健康保険税総額に乗じた額が、それぞれの基準額となります。

次に各納税者の税額の算出方法を申し上げますと

▼所得割について

被保険者の町民税の基礎となる課税総所得金額（総所得額から基礎控除及び生命保険の一定額と社会保険控除を除いた額）の集計をさきにのべました保険税総額のうち所得割のしめる四〇％に相当する額との比率を計算すると、百分の二、九となりますので、この率を被保険者の課税総所得金額に乗じて得た額が即ち、個人の所得割となります。

▼資産割についても同様、被保険者の固定資産税（向日町に納税している固定資産税額（償却資産分を除く））の総額と、資産割基準額との比率が百分の二六、六となりますので、この率を各人の固定資産税額に乗じて得た金額です。

▼均等割（被保険者人数割）は被保険者数をもって計算しますと、一人について三四六円です。

▼平等割（世帯割）は一、三二六円

以上の合計額を保険税として賦課さして頂く予定です。

なお保険税には最高限度額が決められており、その額は五万円と設定されていますが、本町では三万五千円を最高限度にすることになりました。

**●徴収方法は**

年額を六月以降、翌年三月までの十回払として、納めていただきます。

三十五年度は十月より事業を開始しますので、以上説明しました税額の半分（六ケ月分）を十一月～三月まで五回に納めていただくことになります。

**●納税義務者**

国民健康保険では、世帯主がその世帯の保険税を納めるようになっています。

したがって、世帯主本人は健康保険、その他の社会保険に加入していて国民健康保険に関係がなくても、世帯員のだれかが向日町健康保険の被保険者であると、その人にかゝる保険税を納めていたゞくことになります。

この場合の保険税は別途の計算方法によるので所得割及び資産割が減額されます。

女中さんや、店員、その他の同居人等がある場合はその当該人を世帯主とみなして賦課することになります。

世帯主の負担する保険税は、所得税の控除対象になります。

一世帯当りの保険税の一例を示しますと、左表のようになります。

**保険税の減免について**

家庭のいろいろな事情で、保険税がどうしても払えないことがあります。

例えば災害、そのほか特別の事情がある場合等には、保険税の額を少くするとか、徴収猶予または減額又は免除することもできます

○一部負担金（療養給付を受ける場合に被保険者が医師などの窓口で支払わなければならない金額）についても減免又は支払の猶予の規定があります。

**（例１）　一人家族が（単独世帯、女中、店員、同居人等）保険の対象となる場合**

課税所得額×$\frac{2.9}{100}$＋固定資産税額×$\frac{26.6}{100}$＝応能割　課税所得額がないときは、なし　固定資産税額がないときは、なし

均等割（人頭割）346円 ＋ 平等割（世帯割）1,326円 ＝ 応益割 1,672…年間　　35年度税額830円

年間 1,672円　1ヶ月 139円33（此の場合世帯主として７割給付）

**（例２）　五人家族のうち五人全員が保険の対象となる場合**

| 区分 | | 課税所得総額 | 固定資産税額 |
|---|---|---|---|
| 世帯主 | A | 100,000 | 1,000 |
| 妻 | B | 0 | 0 |
| 長男 | C | 0 | 0 |
| 長女 | D | 0 | 0 |
| 二男 | E | 0 | 0 |

世帯Aに対する税金　所得割額100,000円×$\frac{2.9}{100}$＝2,900円、資産割額 1,000円×$\frac{26.6}{100}$＝266円、均等割額 346円　計 3,512円

妻B〃　所得割額 資産割額なし　長男〃　長女〃　二男〃　均等割額 346円×4人＝1,384円

合計　世帯主A 妻B 長男C 長女D 二男E 平等割
3,512円＋346円＋346円＋346円＋346円＋1,326＝6,222円…年間　　35年度総額3,110円
月１人当り 103円70（此の場合世帯主７割家族５割給付）

**（例３）　五人家族のうち四人が保険の対象とする場合（×印長男Cは社会保険の被保険者である）**

| | 区分 | | 課税所得総額 | 固定資産税額 |
|---|---|---|---|---|
| | 世帯主 | A | 100,000 | 1,000 |
| | 妻 | B | 0 | 0 |
| × | 長男 | C | 20,000 | 0 |
| | 長女 | D | 0 | 0 |
| | 二男 | E | 0 | 0 |

世帯主Aに対する税金　所得割額100,000円×$\frac{2.9}{100}$＝2,900円、資産割額 1,000円×$\frac{26.6}{100}$＝266円、均等割額 346円　計 3,512円

妻B〃　所得割額資産割額なし　長女D〃　二男E〃　均等割額 346円×3人＝1,038円

合計　世帯主A 妻E 長女D 二男E 世帯割
3,512円＋346円＋346円＋346円＋1,326円＝5,876…年間　　35年度税額2,930円
月１人当り 122円41（此の場合世帯主７割家族５割給付）

**（例４）　五人家族のうち二人が保険の対象となる場合**　×印社会保険の被保険者

長男C及長女Dは18才以上で家庭に居る為世帯主Aの社会保険の被扶養者とならず、二男Eは中学生で被扶養者の場合

| | 区分 | | 課税所得総額 | 固定資産税額 |
|---|---|---|---|---|
| × | 世帯主 | A | 100,000 | 1,000 |
| × | 妻 | B | 0 | 0 |
| | 長男 | C | 0 | 0 |
| | 長女 | D | 0 | 0 |
| × | 二男 | E | 0 | 0 |

世帯主Aに対する税金　所得割額100,000円×$\frac{2}{5}$×$\frac{2.9}{100}$＝1,160円、資産割額 1,000円×$\frac{26.6}{100}$＝266円　計 1,426円

長男C〃 所得額、長女D〃 資産割額 なし　均等割額 346円×2人＝692円

合計　世帯主A 長男C 長女D 平等割
1,426円＋346円＋346円＋1,326円＝3,444円…年間　　35年度税額1,770円
月１人当り 143円50（此の場合長男C及び長女Dは５割給付）

**（例５）　四人家族（向日町平均率）全員が保険の対象となる場合**

| 区分 | | 課税所得総額 | 固定資産総額 |
|---|---|---|---|
| 世帯主 | A | 91,700 | 4,990 |
| 妻 | B | 0 | 0 |
| 長男 | C | 0 | 0 |
| 長女 | D | 0 | 0 |

世帯主Aに対する税金　所得割額91,700×$\frac{2.9}{100}$＝2,659円、資産割額 4,990×$\frac{26.6}{100}$＝1,327円、均等割額 346円　計 4,332円

妻B〃 所得割額、長男C〃 資産割額、長女D〃 なし　均等割額 346円×3人＝1,038円

合計　世帯主 妻B 長男C 長女D 平等割
4,332円＋346円＋346円＋346円＋1,326円＝6,696円…年間　　35年度税額3,340円
月１人当り 139円50（此の場合世帯主７割家族５割給付）

## 京都府下の実施状況

国民健康保険法では、現在、国民健康保険を実施してない市町村は、昭和三十六年四月一日から国民健康保険事業を行わなければならないことになっておりますので、本町では皆さんの要望によって、来る十月一日から国民健康保険事業を開始することになりました。

この事業は全町民の病気による生活不安をなくするため、お互の力でみんなが助け合って、健康で明るい生活を築いていこうとするいわゆる共済の制度であります。

府下市町村の国民健康保険普及状況は、現在四十四市町村のうち三十一市町村がすでに国保事業を開始しております。

残り十三市町村は全部南山城地区で、そのうち十月より国保事業を開始する予定の町村は、八町村残り五市町村は四月一日を目標にして、それぞれ準備を進めております。

京都府国民健康保険普及図

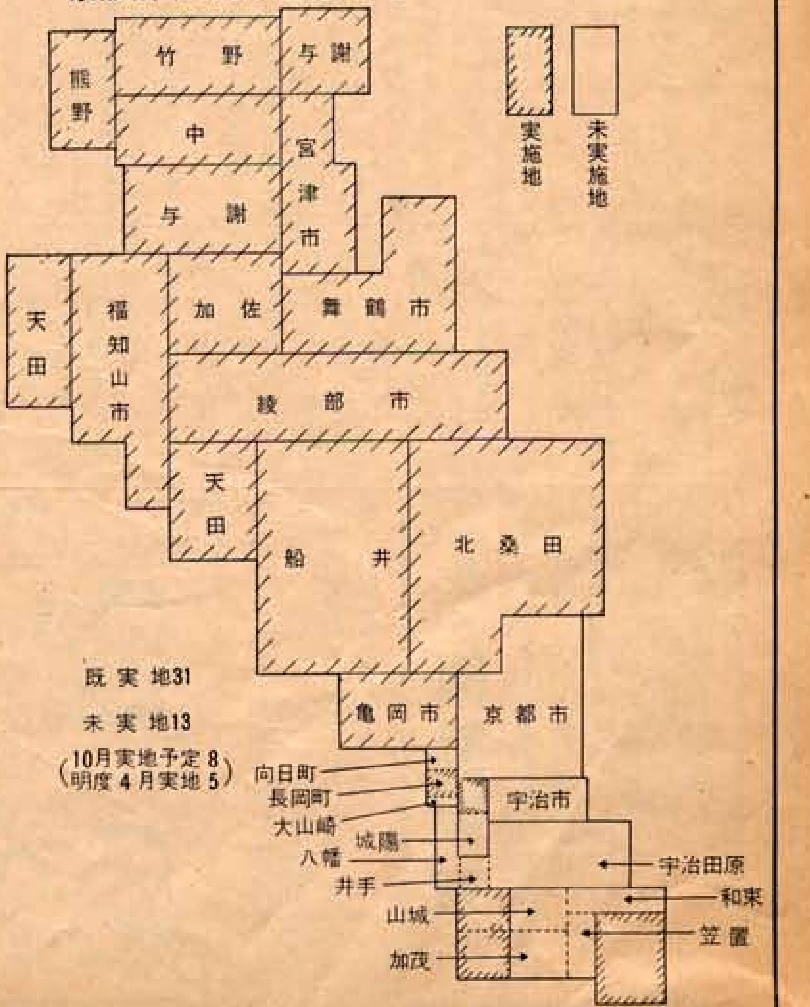


## 十月から届出開始
## 拠出制国民年金

十月一日から、かねて拠出制国民年金の資格を取るための届出が始まります。

この国民年金制度は御承知のことと思いますが、私達の老後をより楽しく、ゆたかにするため国が社会保障制度の一環として、国民健康保険と共に始めたものです。

まず、国民健康保険で病気をなくし、より長生きしてもらって、年金を長い間受けていただきたいものです。

ー届出の必要がある人

左記の人は必ず届出て下さい。

日本に住所を有する日本人で昭和三十六年四月一日現在で、二十才以上五十才未満の人です。

しかし、会社や官庁で厚生年金保険や官庁の共済組合や恩給などの年金制度によって保障されている人は加入できません。

したがって、これらいろいろの年金制度に加入されていない、商店を経営されている方、農業を営まれている方、店員・女中さんなどがその対象となります。

このような方は「国民年金被保険者資格取得届」という届を出さなければなりません。

この資格取得届は氏名、住所、男女の別、生年月日を記入すればよく、簡単な形式になっています

また一枚の用紙に三人まで記入できますので、同じ世帯の中に二人以上の強制被保険者がいられる場合、別々に届けなくても、世帯主の名でまとめて届けることができます。

ー希望で加入する人の届出は

希望により加入できる人は次の二つのグループに別れます。

その一つは、昭和三十六年四月一日で五十才以上、五十五才未満の人で、他の年金制度の被保険者となっていない人であります。

これらの人で、この制度に加入したい時は十月から、来年の三月までに申し立てなければなりません

この申出は「国民年金任意加入被保険者資格取得申出書」という用紙で氏名、住所、性別、生年月日、を記入し、役場を通じて知事に提出します。

もう一つのグループは二十才以上五十才未満で他の年金制度に入っている人の配偶者、他の年金制度からすでに年金を受けている人の配偶者、遺族年金の受給者、及び昼間の学生です。

この人たちが、加入を希望する場合には「国民年金任意加入被保険者資格取得申出書」という用紙に住所、氏名、生年月日を書いて、役場を通じて知事に申請することになっています。

国民年金手帳

右の資格取得届や資格取得の申出書、申請書の提出によって、拠出制国民年金に加入する人として登録されることになるわけですが登録されますと、国民年金手帳が個人ごとに作られます。

この国民年金手帳は来年四月から保険料を納めるときに、国民年金印紙を買って、手帳にはりつけこれを役場で消印を受けるという保険料納付手段ですから、来年三月までには、被保険者にもれなく渡されることになっています。

**◇編集室から◇**

▼…さわやかな秋らしいよいお天気になってきましたが、上向き季節の転換期には胃腸障害をおこしやすいものです。皆さんも充分からだに気をつけて御仕事にはげんで下さい。

▼…いつもさん新な企画で編集をしてくれる編集子（正）君が盲腸で入院、幸い経過は良好でホッとしたのですが、お蔭でこの広報はシロウト編集で読みづらいことと思いますが、次号からは（正）君がその手腕を縦横に発揮してくれますので御期待下さい。（旦）